

大口町告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第2項及び第18条第1項の規定に基づき、次のように町道路線の変更及び道路区域の変更を行う。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

大口町長 鈴木雅博

路線の変更及び道路の区域変更

路線 番号	路線名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
1537	大屋敷 37 号線	旧	大屋敷二丁目 62 番地先から 大屋敷一丁目 214 番地先まで	3.3～9.0m	632.2m
		新	大屋敷一丁目 7 番地先から 大屋敷一丁目 214 番地先まで	4.0～9.0m	391.5m
1599	大屋敷 99 号線	旧	大屋敷一丁目 139 番地先から 大屋敷一丁目 145 番地先まで	2.6～5.0m	131.3m
		新	大屋敷一丁目 141 番地先から 大屋敷一丁目 145 番地先まで	2.8～7.0m	67.8m